

丹波市告示第452号

丹波市自治協議会のあり方懇話会設置要綱を次のように定める。

平成30年5月11日

丹波市長 谷口 進一

丹波市自治協議会のあり方懇話会設置要綱

(設置)

第1条 丹波市自治基本条例（平成23年丹波市条例第52号）第12条に規定されている自治協議会が、主体的に地域課題を解決できる多様な力を醸成するため、組織運営及び住民自治活動を推進する支援策を検討し、市民の共通認識を図ることを目的として丹波市自治協議会のあり方懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議を行い、市長に意見を述べることをその職務とする。

- (1) 地域づくり事業の課題に関すること。
- (2) 自治協議会の組織運営に関すること。
- (3) 自治協議会の活動拠点施設に関すること。
- (4) 自治協議会の活動内容に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 丹波市自治会長会の代表
- (3) 自治協議会の代表
- (4) まちづくり指導員
- (5) 社会福祉団体の代表
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務の終了をもって終わるものとする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選とする。

3 座長は、会務を総括し、懇話会を代表する。

4 座長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

2 座長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、まちづくり部市民活動課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮り、これを定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

-----・【 参 考 】・-----

丹波市自治基本条例

(住民自治組織)

第12条 市民は、地域が目指す将来像を自ら描き、その実現に向け主体的に取り組むために、概ね小学校区を単位とする地域内において、多様な主体で構成される住民自治組織(以下「自治協議会」といいます。)を設置することができます。

2 一つの地域では一つの自治協議会のみを設置することができます。

3 自治協議会は、当該地域のすべての住民及び自治会その他の団体を構成員とします。

4 自治協議会は、透明で民主的な運営を行わなければなりません。また、そのための規約及び組織を構成しなければなりません。

5 自治協議会は、自らが取り組む活動方針、内容等を定めた地域づくり計画の策定に努めるものとします。

6 自治協議会は、自らの活動に責任を持って主体的に住民自治を推進し、豊かな地域社会の実現に取り組むものとします。

7 市民は、地域社会の一員として自主的かつ主体的に自治協議会に参加し、相互の交流を深めながら地域課題の解決に向けて協働するよう努めるものとします。

8 自治協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。